

【公務員試験の時事対策】

【消費税関係】



◎増税分の使い道

2019年10月、消費税率を10%に引き上げるぞ！



安部首相

増税なんかしやがって！
何に使うんだよ！！



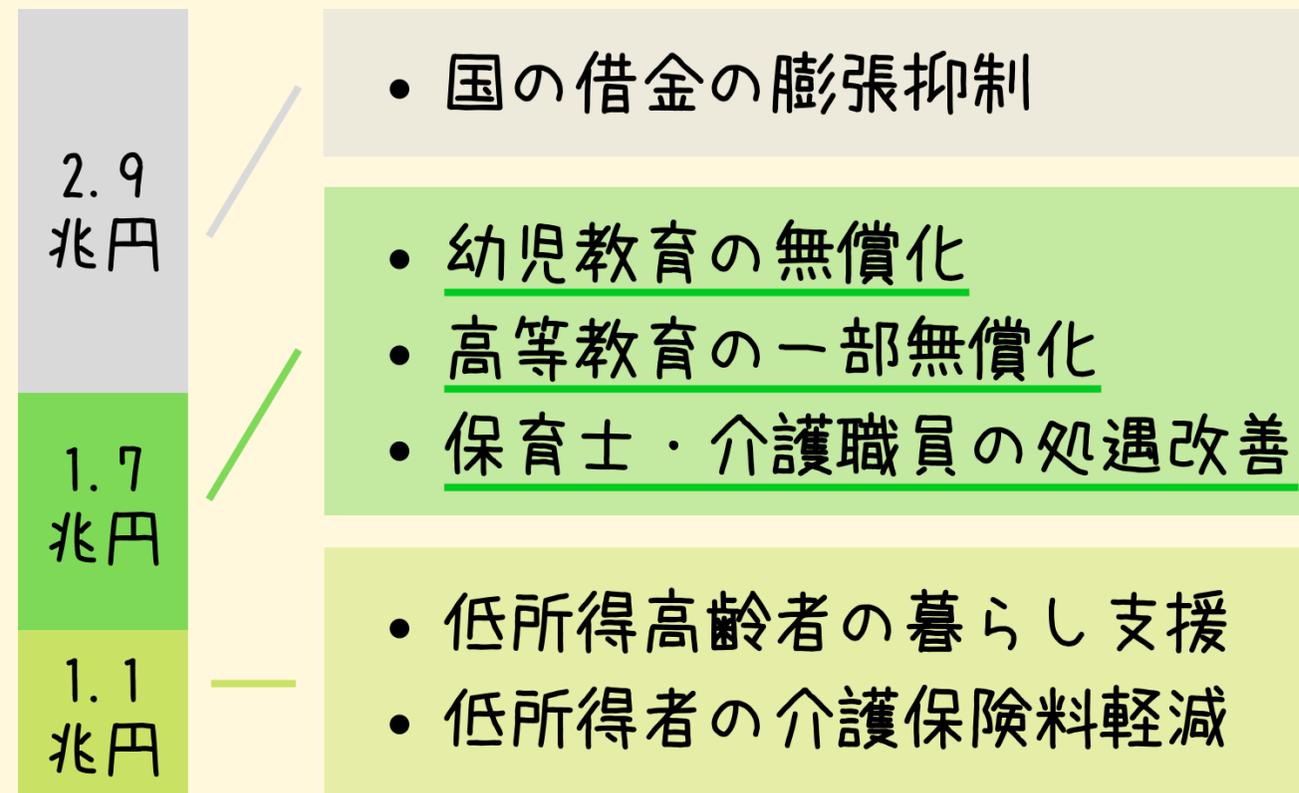
ネコ君

増収分は約半分が財政再建に残りの半分が教育負担の軽減や子育て支援、介護人材の確保などに充てられるんだ！



せんせい

【消費税「増税分」の使途(計5.7兆円)】



大きく分けるとこの3つってことだな！

- 財政再建(2.9兆円)
- 少子化対策(1.7兆円)
- 社会保障の充実(1.1兆円)



ネコ君

また、消費税が上がると経済全体が混乱しちゃうから、令和元年度の予算に『臨時・特別の措置』を約2億円計上したんだ！



せんせい

予算の措置も行っているんだね！具体的にはどんな施策を行っているんだ？



ネコ君

大きく分けると4つだね！

- キャッシュレス決済に対するポイント還元事業
- プレミアム付商品券の発行・販売
- 住宅・車購入等の支援
- 「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」の着実な実行



せんせい

【臨時・特別の措置まとめ】

《臨時・特別の措置》（国費 2兆280億円）

中小小売業等に関する消費者へのポイント還元 (2,798億円)

2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（または2%）のポイント還元により支援

低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券 (1,723億円)

低所得者（生活保護受給者除く）及び0～2歳児の子育て世帯に対し、2019年10月から半年間使用できるプレミアム付商品券を発行・販売（1人5千円の財政支援）

住宅の購入者等に対する支援

【すまい給付金】(785億円)

住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とする「すまい給付金」について、2019年10月以降、対象所得層を拡大するとともに、給付額を最大30万円から50万円に引上げ

【次世代住宅ポイント制度】(1,300億円)

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、一定期間に限ってポイント付与（新築で基本的に30万円分のポイント付与）

防災・減災、国土強靱化 (1兆3,475億円)

重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」について、2018年度からの3年間で集中的に実施

(※1) 2018年度2次補正とあわせて国費2.4兆円

(※2) 2020年度までの3年間の事業規模は概ね7兆円程度

等

(出典)財務省公開資料

なるほど。まあ増税の影響を和らげるために、色々やってるってことね！



ネコ君

うん。あと、予算措置に加えて減税措置も約0.3兆円分実施しているんだ！



せんせい

減税措置って何だ？



ネコ君

住宅や自動車の購入に伴う税負担を軽減したんだ！



せんせい

OK！とりあえず今回の増税への対策は予算措置と減税措置を合わせて約2.3兆円にもものぼるってことね！



ネコ君

◎軽減税率とは？

知[✓]ってほしい！

令和元年10月スタート
(2019年)

軽減税率制度のこと

日々の生活における負担を減らすため

下記の対象品目に係る税率を8%に据え置きます。



軽減税率の対象品目

飲食料品 (お酒・外食を除く)



新聞



定期購読契約された週2回以上発行されるもの

その他の品目は

10%

(標準税率)



(出典)政府広報公開資料

消費税引き上げ時に急に増税すると負担が大きいため『酒類・外食を除く飲食食品』『新聞の購読料』などの消費税率は8%のままに据え置くてシステムだよな！



せんせい

この『**軽減税率制度**』が厄介なんだよなあ。コンビニでアイスを買ってイトインスペースでコレを食べると10%だけど持ち帰りだと8%なんだよな！



ネコ君

うん、当時はイトイン脱税が流行ってたよね～！
まああんまり深いことは考えずにサクッと制度だけ覚えておこう！



せんせい

飲食料品の範囲について

軽減税率対象

標準税率対象

テイクアウト・
宅配等



外食



① 飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備)のある場所において
② 顧客に飲食させるサービス

ケータリング・
出張料理等



顧客が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

有料老人ホームでの飲食料品の提供・学校給食等

飲食料品

(食品表示法に規定する食品)

II

人の飲用または食用に供されるもの



お酒 (酒税法に規定する酒類)



一体資産*



※「一体資産」とは、「紅茶とティーカップのセット商品」のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります(それ以外は全体が標準税率の対象となります)。

医薬品
医薬部外品等

●「テイクアウト」だけでなく、テーブルや椅子等の飲食に用いられる設備があり、飲食(イトイン)もできる小売店での飲食料品の購入の場面では、小売店側は、販売の時点で適用税率を判断するため、お客様に「イトインなのか」「テイクアウトなのか」を確認することとなります。イトインの場合は外食として、標準税率が適用されます。

(出典)政府広報公開資料

あと、税率が複数になってしまったから、2023年10月からインボイス(税率や税額などを記載する請求書)制度が導入されるぞ！



せんせい